

オフライン

オンライン

OK!

# 県制度融資説明会

令和8年3月19日（木） 13:30～

静岡県 経済産業部 商工金融課



幸福度日本一の静岡県

# 本日の次第（1/2）

開始時刻：13時30分

商工金融課

SHIP

- 1・2 令和8年度県制度融資等の概要
- 3 イノベーション拠点「SHIP」の紹介

【県商工金融課】  
【SHIP】

関係先等

- 4 成長産業分野支援資金について
  - (1)ファルマバレーについて等
  - (2)静岡ウェルネスプロジェクトに係る制度融資について
  - (3)フotonバレーについて等
- 5 保証事務の取扱いについて
- 6 県関係各課からのお知らせ
  - (1)適切な価格転嫁に向けた県の取組
  - (2)地域未来投資促進法について
  - (3)ふじのくに先端医療総合特区利子補給制度、静岡ウェルネスプロジェクトの概要紹介

【ファルマバレーセンター】  
【ウェルネス・フーズ産業支援センター】  
【フotonバレーセンター】  
【静岡県信用保証協会】  
  
【県商工振興課】  
【県産業政策課】  
  
【県新産業集積課】

次ページへ⇒

# 本日の次第（2/2）

---

## 県 関係先等

（引き続き）

### 6 県関係各課からのお知らせ

(4)ロボット導入促進事業について

【県産業イノベーション推進課】

(5)中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

【県経営支援課】

(6)静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進補助金等

【県環境政策課】

(7)GX経営補助金等について

【県エネルギー政策課】

(8)助成金事業（研究開発）について

【産業振興財団】

## 日本政策金融公庫

### 7 日本政策金融公庫の融資業務について

【日本政策金融公庫】

終了時刻：16時20分

---

# Contents

1.

Present No.1

県制度融資の概要

2.

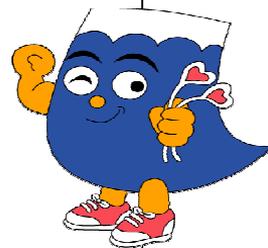
Present No.2

令和8年度の制度融資（融資枠、制度の改正点等）

3.

Present No.3

商工金融課からのお知らせ



# 県制度融資の概要

01

# 中小企業向け制度融資とは①

制度融資とは ▶ 県・金融機関・信用保証協会が協力し、金融機関を通じて低い利率で融資します。

・安全性の指標が低い  
・信用力が弱い など  
⇒ 資金の借入が難しい



中小企業者

・低利での融資を受けられる  
・低保証料率で保証を付すことが可能

②保証申込

③承諾

信用保証協会

・県と協力し、保証料を軽減

①融資・保証の申込

④融資

②保証依頼

③承諾

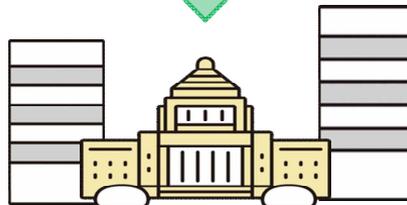
保証条件の設定



金融機関

・県の定めた条件により融資  
・県からの利子の補助を受けて低利で融資

融資条件の設定、利子補給



県

・金融機関へ利子の一部を補助  
・有利な融資条件（長期・固定・低金利）を設定

# 中小企業向け制度融資とは②

## ■ 利率2.07%で融資する場合

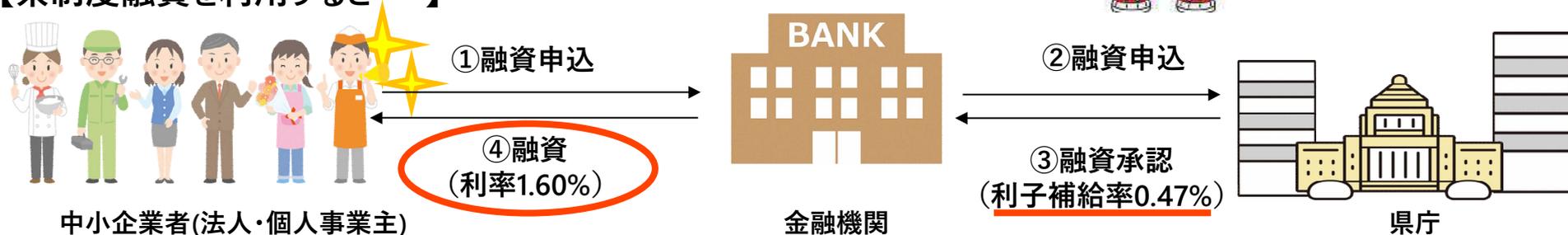
### 【通常】



県制度融資を利用することで  
月々の**利息負担が軽減**されます！



### 【県制度融資を利用すると・・・】

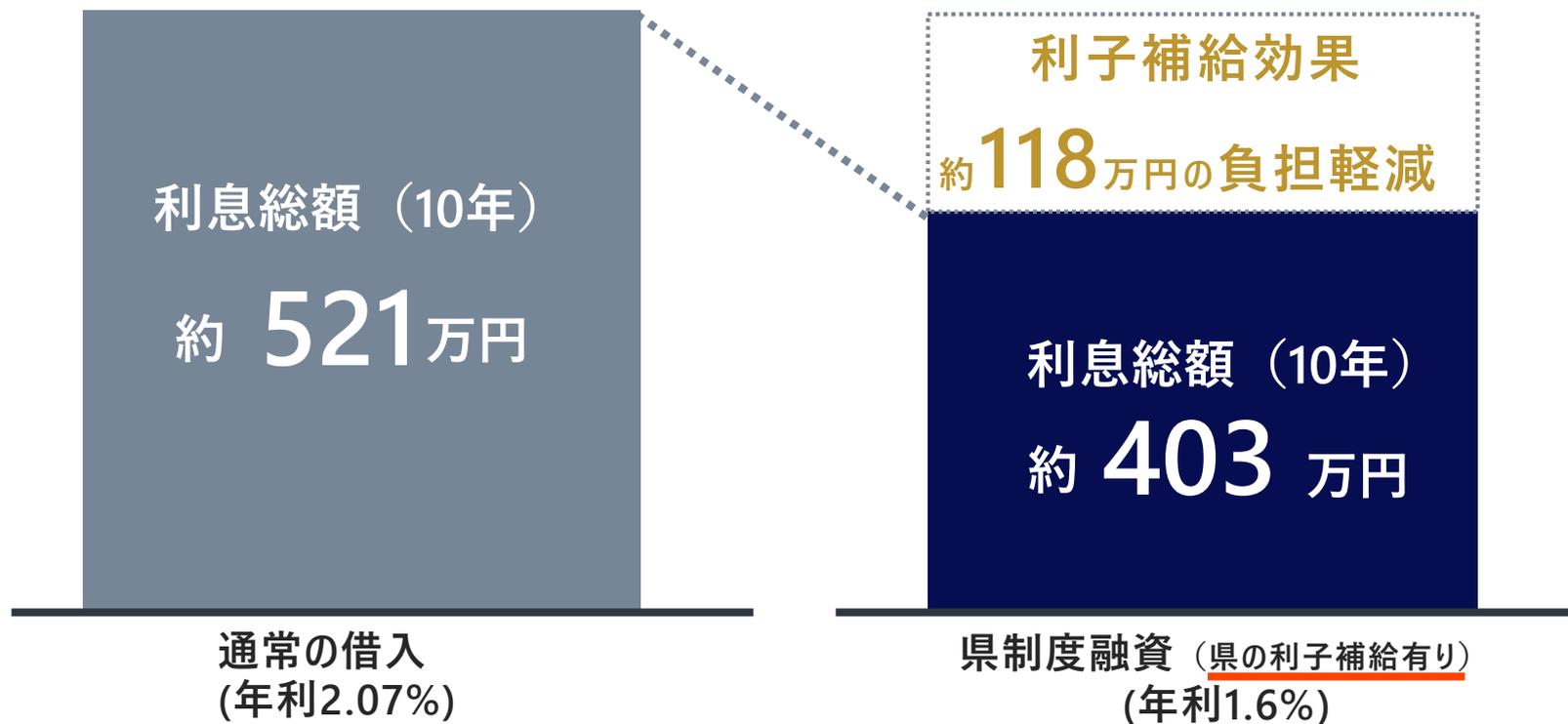


資金メニューによって融資利率や利子補給率が異なります。

## 利子負担の軽減額

経済変動対策貸付（SN5号利用）5,000万円借入・10年返済・据置無しの場合（試算）

利子補給により、月々の返済負担を抑えることができます。



# 利子負担の軽減額

経済変動対策貸付（SN 5号利用） 5,000万円借入・10年・据置無しで返済する場合

## ■ 県の利子補給がない場合(年利2.07%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 987千円	-
支払利息(10年)	約5,218千円	-

## ■ 県の利子補給がある場合(年利1.60%、県利子補給率0.47%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 763千円	約 224千円
支払利息(10年)	約4,033千円	約1,185千円

1年で22万円、10年間で118万5千円の負担軽減

# 県制度融資の利用対象

利用対象者 ▶ 県内に事業所、工場、店舗などがあるまたはこれから県内で事業を始めようとする

★ 中小企業者（個人事業主、会社） 根拠：中小企業信用保険法第2条

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金と従業員数のどちらかが該当すれば対象となります

- 医業を主たる事業とする法人
- NPO法人

★ 協同組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商店街振興組合、  
生活衛生同業組合、酒造組合 等

## 対象外の業種

- ・農林漁業、金融保険業、サービス業の一部
- ・遊興性の強い業種  
（信用保証の対象となる業種を除く）
- ・本来的に中小企業として馴染まない業種  
（宗教など）

対象外の資金使途  
は次頁へ

# 資金使途

資金使途として対象外のケースに留意ください！

## 資金使途

各資金の趣旨に沿った事業資金（設備資金、運転資金）

## 資金の対象外

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得（一部資金除く）
- ② 「3」「5」「7」ナバ -の自動車取得資金（一部資金を除く）
- ③ 既借入金返済資金（一部資金除く）
- ④ 申込以前に契約又は設置されている設備（一部設備を除く）
- ⑤ 県外の工場店舗等に要する費用

# 県制度融資一覧 (R7年度)

## (1)事業資金

原則保証必須

- ◎一般的な事業資金が必要な方
- ①経営改善資金
- ②小口零細企業貸付
- ③経営改善資金借換枠
- ④短期経営改善資金

## (2)経営安定資金

保証必須

- ◎売上が減少、経営改善したい
- ①経済変動対策貸付 (通常枠/米国関税対応枠)
- ②再生企業支援貸付 (通常枠/経営改善・再生支援強化枠)
- ③連鎖倒産防止貸付
- ④中小企業災害対策資金 ⑤経営力強化資金

## (3)特別政策資金

①のみ保証必須

- ◎創業や経営革新等、特定の施策に沿った事業を支援するための資金
- ①開業パワーアップ支援資金
- ②新事業展開支援資金 (経営革新等貸付、少子化対策障害者雇用支援貸付)
- ③防災・減災強化資金 ④地震リスク分散資金
- ⑤脱炭素支援資金
- ⑥成長産業分野支援資金 (成長産業分野/プロジェクト分野)
- ⑦ふじのくにフロンティア推進資金 ⑧事業承継資金

※下線を引いている資金は、変更点があります (詳しくは16ページ以降参照)

# 令和 8 年度の制度概要

- ① 融資枠の概要
- ② R8年度の制度改正
- ③ よくある質問

02

## ①融資枠の概要

### R8融資枠

- 金利上昇や物価高騰、災害や米国関税等の影響を踏まえて、  
全体の融資枠は**1,000億円**で設定

(R7：補正予算で米国関税対応枠100億円追加)

※単位：億円

	R7 融資枠	R8 融資枠
事業資金	1 5 0	1 5 0
経営安定資金	2 4 5 (うち米国関税対応枠100億円)	1 4 5 (米国関税対応分を含む)
特別政策資金	7 0 5	7 0 5
合計	1, 1 0 0	1, 0 0 0

## R7で受付を終了する資金

- 受付を終了する資金はありません

## R8から変更がある資金

資金名	内容
経済変動対策貸付（米国関税対応枠） （⇒詳しくは17ページへ）	取扱期間を延長
再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠） （⇒詳しくは21ページへ）	取扱期間を延長
ふじのくにフロンティア推進資金 （⇒フロンティア推進資金）	名称変更

## ②-1 取扱期間を1年延長

# 経済変動対策貸付

## (米国関税対応)

関税措置の影響を軽減するための、

要件を緩和した緊急支援

## ②-1 経済変動対策貸付（米国関税対応枠）について

○米国関税措置の影響を受ける中小企業者の支援のため、  
経済変動対策貸付「米国関税対応枠」の取扱期間を延長。



資金名	経済変動対策貸付（通常枠）		経済変動対策貸付（米国関税対応枠）	
対象者	原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、最近の経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少している		原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合で、米国関税措置により、最近1か月間の売上高が前年同期比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少することが見込まれる	
資金用途	設備・運転・借換※		設備・運転	
融資限度額	経済変動対策貸付全体で5,000万円		経済変動対策貸付全体で8,000万円	
融資期間	10年以内(据置期間：設備3年、運転2年以内)		10年以内(据置期間：設備3年、運転2年以内)	
基準金利	1.97%または2.07%		2.07%	
融資利率	1.50%または1.60%		1.60%	
利子補給率	0.47%		0.47%	
信用保証料	普通保証	0.30%~1.30%	普通保証	0.30%~1.30%
	SN保証（2, 4, 5, 7号）、危機	0.50%~0.80%	SN 5号	0.58%
取扱期間	通年		R7.6.11~R9.3.31	

※当貸付の既借入金に新たな資金を借り入れて借り換える場合に限る

## ②-2 経済変動対策貸付（米国関税対応枠）制度のポイント

### Point 01

売上高の実績確認期間を **3か月** → **1か月に短縮**

通常枠は直近3か月間の売上高の減少が要件だが、迅速に制度を利用できるように、売上高の実績確認期間を短縮。

### Point 02

数値要件を **10%** → **5%に緩和**

米国関税措置の影響を受けている事業者を支援できるように、数値要件を緩和し、支援対象を拡大。

### Point 03

融資限度額を **5,000万円** → **8,000万円に拡大**

近年のコロナ（R2.2～R6.3）や原油・原材料高騰（R4.7～R6.3）の際に、経済変動対策貸付に別枠を創設し、緊急対応を実施した。これらの既往債務を抱える事業者も多いことから、融資限度額を拡大。

## ②-3 利用のポイント

米国関税措置による影響を受け、売上高が減少している中小企業者を対象としています。

### 【様式第3号－3 売上減少状況等報告書】

様式第3号－3【経済変動 米国関税】(用紙 日本産業規格 A4 縦型)  
売上減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高の減少(条件1と条件2の両方を満たす必要があります。)

<条件1>  
最近1か月間の売上高が前年の同期比5%以上減少していること。

最近1か月の売上高 A	前年同期 B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
( 年 月 ) 千円	( 年 月 ) 千円	%

単位:千円

<条件2>  
その後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年の同期比5%以上減少することが見込まれること。

年月	令和 年月 (実績:1か月)	令和 年月 (見込み)	令和 年月 (見込み)	合計
売上高	千円	千円	千円	A 千円
前年 同月売上高	千円	千円	千円	B 千円
				減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$ %

単位:千円

2 米国関税措置の影響により経営の安定に支障を生じている理由(具体的に記入してください)  
※ 経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。

3 将来の回復の見直し  
具体的に記入してください

原本照合	
申込者(企業)名	
申込窓口名	
担当者名	

\*試算表、売上台帳の写し、決算書又は確定申告書の写し等、売上高の減少が確認できる書類を添付してください。(添付書類が写しの場合には、申込窓口で原本を提示し、照合を受けてください。)

○米国関税措置の影響については、

**様式第3号－3「売上減少状況等報告書」で確認します。**

○様式への記載事項



① 売上高の減少状況

② 米国関税措置の影響により経営の安定に支障を生じている理由

③ 将来の回復の見直し

- ◆ 輸出コストの上昇により、米国向け輸出量が減少しており、売上が減少している。
- ◆ 米国関税措置による影響で元請け企業の着工時期に遅れが生じ、自社の納期も後ろ倒しになっている。
- ◆ 取引先の生産体制の見直しや米国内での消費減退などの影響により、受注・販売量が減少している。

⇒自社への直接の影響だけでなく、取引先等が影響を

受けていることによる間接的な影響でも利用可能。

**※具体的に記載してください。**

## ②-2 取扱期間を1年延長

# 再生企業支援貸付

(経営改善・再生支援強化枠)

専門家の支援を受けながら、

早期の事業再生に臨む中小企業者へ

## ●利用イメージ

早期の事業再生に取り組むため、

認定支援機関等のサポートにより作成した「事業再生計画」を実行するための資金です。

1



### 相談

・中小企業者が  
認定支援機関（商  
工会議所、中企業活  
性化支援協議会等）  
へ相談

2



### 計画策定

・認定支援機関が  
「事業再生計画」策  
定を支援  
・金融機関とも連携

3



### 融資実行

・「事業再生計画」  
**実行段階で**  
**本資金による**  
**支援**

4



### 事業再生

### の実現



# 再生支援支援貸付(経営改善・再生支援強化枠)→詳細は次ページ

融資限度額

**8,000** 万円

融資期間

**15** 年以内

(据置期間:最長3年以内)

融資利率

**1.5%** または **1.6%**

責任共有制度の有無によって異なります

信用保証料



※ R8.4.1以降の  
協会受付分から適用

**0.4** %

(国からの補助適用後)

## ②-3 再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）について

○早期の事業再生への取組を促すため、「再生企業支援貸付（経営改善・再生支援強化枠）」の取扱期間を延長（R8.3.31→R9.3.31まで延長）

資金名	再生企業支援貸付 （通常枠）	【R7.4.1～R9.3.31】再生企業支援貸付 （経営改善・再生支援強化枠）
対象者	①SN 8号の認定を受けたもの ②認定支援機関の指導又は助言を受けて 作成した事業再生計画に従い事業再生を行う中小企業者 （事情再生計画実施関連保証を付すものに限る）	認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従い事業再生を行う 中小企業者
資金使途	設備・運転・借換（対象者①は運転のみ）	事業再生の計画等の実施に必要な資金 （設備・運転・借換）
融資限度額	5,000万円	8,000万円（通常枠と合計で）
融資期間	10年以内（据置は対象者① 2年以内、対象者② 1年以内）	15年以内（据置は3年以内）
融資利率	1.50%または1.60%※1	1.50%または1.60%
利子補給率	0.47% ※1	0.47%
保証料	0.50%（SN保証8号） 0.80～1.0%（事業再生計画実施関連保証）	0.30%→R8年4月1日以降0.40%（国の補助後）

※1 対象者①で使途が返済資金の場合、融資利率1.90%、利子補給率0.18%

### ③ よくある質問

---

#### Q. 4月1日から金利改定はありますか。

- 金利改定協議を継続中です。
- 説明会時点で金利改定に係る内容について、決定事項はありません。

#### Q. 年度途中での金利改定はありますか。

- 年度途中でも改定の可能性はあります。
- 仮に金利が改定される場合、現行の考え方は下記となります。

プロパーの場合：実行時期の金利が適用

保証付の場合：保証承諾時の金利

※ ただし、この考えは従前のものであり、今後その考え方が変更となる可能性があるため、同じ考え方が続くかどうかはわかりません。

商工金融課からのお知らせ

03

# サステナブルファイナンスHP

- 商工金融課では、企業の環境意識向上を推進するため、県ホームページで企業のサステナブルファイナンスにかかる取組事例を紹介しています。



【二次元コード】



【ホームページURL】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1058887/index.html>



## 県制度融資の動画

- 県制度融資の概要や特徴点を説明する動画を作成しましたぜひ御活用ください！



【二次元コード】



【ホームページURL】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040797/1080078.html>



# 県制度融資の出前説明会

○商工金融課では、出前説明会を実施しています！

## 出前説明会

### 県制度融資

静岡県商工金融課の職員、静岡県信用保証協会の職員が出張し、県制度融資や信用保証制度について説明します！！

#### 説明に伺う例

- ①行（庫）内の研修会
- ②中小企業者向け相談会
- ③商談会などのイベント



説明内容(例)	
新任～若年層向け	中堅層向け
県制度融資の全体的な説明	特定の資金をピックアップした説明
<ul style="list-style-type: none"><li>● 制度の概要・仕組み</li><li>● 利用対象者</li><li>● 手続きの流れ</li><li>● 利用の多い資金の説明 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資金の概要・目的</li><li>● 利用対象者</li><li>● 資金使途</li><li>● 利用事例の紹介 等</li></ul>

説明会の希望は電話等でお気軽に御相談ください。



静岡県 商工金融課

TEL：054-221-2513・2519・2525

# 御静聴ありがとうございました。

県制度融資に関する問い合わせ

・静岡県 経済産業部 商工金融課

TEL：054-221-2513・2519・2525

FAX：054-221-5002



@商工金融課HP